

資料2-4

府 食 第 1 1 9 2 号 平成 1 6 年 1 1 月 3 0 日

食品安全委員会 委員長 寺田 雅昭 殿

遺伝子組換え食品等専門調査会 座長 早川 堯夫

食品健康影響評価の結果について

平成15年10月30日付け厚生労働省発食安第1030002号をもって厚生労働省より当委員会に対し意見を求められたPLA2(ホスホリパーゼA2)について、審議結果を別添のとおり報告します。

(別添)

組換えDNA技術を利用して製造された添加物「PLA2」(ホスホリパーゼ A2) に係る食品健康影響評価

はじめに

食品安全委員会は食品安全基本法に基づき、厚生労働省より、「PLA2」(Streptomyces violaceoruber AS-10 株由来のホスホリパーゼ A2)の安全性の審査に係る食品健康影響評価について意見を求められた。(平成 15 年 10 月 30 日、関係書類を接受)

対象添加物の概要

品 種 : PLA2 (Streptomyces violaceoruber AS-10 株由来のホスホリパーゼ A2)

性 質 : リン脂質加水分解酵素

申請者 : ナガセケムテックス株式会社 開発者 : ナガセケムテックス株式会社

本 PLA2 は、宿主 Streptomyces violaceoruber 1326 株に、プロトプラスト法を用いて、Streptomyces violaceoruber IF015146 株由来の pla2 遺伝子のコーディング領域に、Streptomyces cinnamoneus IF012852 株由来のホスホリパーゼ D 遺伝子 (pld 遺伝子) のプロモーター及びターミネーター領域を結合した遺伝子を導入して得られた Streptomyces violaceoruber AS-10 株から得られるホスホリパーゼ A2 である。

ホスホリパーゼ A2 は、ホスファチジルコリンを加水分解して 1-acylglycerophosphocholine と 脂肪酸を生成する酵素である。用途は、卵黄の改質及びレシチンの加水分解であり、液体又は粉末 のホスホリパーゼ A2 を卵黄液またはレシチン液に一定量添加して用いられている。

なお、宿主菌株が有害生理活性物質を生産することは知られていない。宿主、供与体に用いられた Streptomyces 属が基原となる添加物については、 -アミラーゼ、キチナーゼ、グルコースイソ メラーゼ、ビタミン B_{12} 、トランスグルタミナーゼ、リパーゼ等があり(引用文献)、いずれも既に豊富な食経験または食品添加物としての使用経験があるものである。

Streptomyces 属はグラム陽性芽胞形成性土壌細菌(放線菌)であり、ヒトによる直接的な食経験はないが、病原性等の問題は報告されていない。また、Streptomyces violaceoruber 1326 株、Streptomyces violaceoruber IF015146 株、Streptomyces cinnamoneus IF012852 株には、病原性、毒素産生は報告されていない。(引用文献 、 、)

対象添加物に該当するか否かについて

1 . 生産菌 Streptomyces violaceoruber AS-10 株の構築について

宿主は、Streptomycetaceae 科 Streptomyces 属 violaceoruber 種(旧名:lividans)の 1326 株で ある。

挿入 DNA は、Streptomyces violaceoruber IF015146 株から分離されたホスホリパーゼ A2 の遺伝子のコーディング領域に、その転写に必要なプロモーター及びターミネーター領域として、ホスホリパーゼ D を産生する Streptomyces cinnamoneus IF012852 株から分離された pld 遺伝子のプロモ

ーター領域及びターミネーター領域を結合したものである。

発現ベクターpIJ702-EX-PLA2 は、これら挿入 DNA を Sreptomyces violaceoruber ATCC35287 株由来のプラスミド pIJ702 にプライマー由来の Sph のリンカーとともに導入したものであり、pIJ702及び発現ベクターpIJ702-EX-PLA2の塩基数、塩基配列及び制限酵素切断地図は明らかとなっており、目的外の遺伝子の混入はない。

この pIJ702-EX-PLA2 を用いて宿主 Streptomyces violaceoruber 1326 株をプロトプラスト法で 形質転換し、PLA2 の生産菌株 Streptomyces violaceoruber AS-10 株を選抜した。

2.自然界における Streptomyces 属間での染色体 DNA の交換について

一般的に、16S rRNA が高い相同性を持つ微生物は分類学上近縁であるとされているが、Streptomyces violaceoruber と Streptomyces cinnamoneus の 16S rRNA の塩基配列は高い相同性 (>95%)を示している。(引用文献)

Streptomyces 属の多くの菌株は、自然界において接合により遺伝子の交換を行うことが知られている。このプロセスでは、細胞と細胞が接触した結果として、大きな染色体断片が取り込まれることが示されている。(引用文献)

また、寒天培地及び土壌環境中において Streptomyces violaceoruber 由来の接合プラスミド及び派生プラスミドは、Streptomyces 属間で転移することが知られている。(引用文献)

土壌中で、Streptomyces violaceolatus と Streptomyces lividans (= Streptomyces violaceoruber)の生活環を追跡し、プラスミドと Phage-Born 遺伝子の推移を調べたところ、自然界において、プラスミドの転移、ファージの感染及び細胞の接合が生じていることが確認されている。(引用文献)

滅菌土壌において、水銀耐性遺伝子をエンコードする2つの Streptomyces 由来巨大線型プラスミド (pRJ3L(322kb)、pRJ28(330kb))が、プラスミドを含有しない水銀感受性菌である Streptomyces lividans (Streptomyces violaceoruber) TK24 株に転移することが確認されている。(引用文献) 土壌より分離された 99 株の Streptomyces 属菌株 (Streptomyces cinnamoneus と Streptomyces violaceoruber の系統が含まれている)について、これらの 16S rRNA 情報の元に得られた系統樹を比較したところ、芳香ポリケチド生合成に関わる遺伝子が分類学上近縁でない Streptomyces 属に存在することが示されている。(引用文献)

ストレプトマイシン生合成に関わる遺伝子を持つと思われる2種類の菌株を土壌より分離したところ、そのうちの1つの菌株は、ストレプトマイシン生合成に関わる遺伝子クラスターを構成する 全遺伝子を持ち、もう一つの菌株は同じクラスターを構成する遺伝子の一部分を持っていたが、これら2種の菌株は分類学上近縁でないことが示されている。(引用文献)

以上に示される既報の科学的知見から、Streptomyces violaceoruber とStreptomyces cinnamoneus との間では自然に遺伝子の交換がなされていると考えられ、本件の Streptomyces violaceoruber AS-10 株について、自然界に存在しうると考えることは妥当である。

結果

「Sreptomyces violaceoruber AS-10 株由来のホスホリパーゼ A2」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の第1章 総則 第3 対象となる添加物及び目的

のうち、「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、 本基準の対象ではないと判断される。

引用文献

- ・・・既存添加物名簿収載品目リスト
- ・・・国立感染症研究所病原体等安全管理規定(平成 16 年 7 月).国立感染症研究所.
- • Bergey's Manual of Determinative Bacteriology Ninth Edition, 667-669.
- · · · The Prokaryotes Second Edition, 934-941. Springer-Verlag.
- • WITT, D. & STACKEBRANDT E.: Unification of the Genera Stereptoverticillum and Streptomyces, and Amendation of the Streptomyces. Waksman and Henrici 1943,339. System. Appl. Microbiol. 13,361-371.
- · · · Current Topics in Microbiology and Immunology, Vol.96 1982. Springer? Verlag.
- • Fatemeh Rafii, Don L.Crawford 1988. Transfer of conjugative plasmids and mobilization of a nonconjugative plasmid between Streptomyces strains on agar and in soil.

 Appl. Environ. Microbiol. 54(6), 1334-1340.
- • Wellington E.M.H., N.Cresswell and P.R. Herron 1992. Gene transfer between Streptomyces in soil. Gene 115:193-198.
- • RavelJ., E.M.H. Wellington and R.T. Hill 2000. Interspecific transfer of Streptomyces
 Giant Linear in sterile amended soil microcosmos.

 Appl.Environ.Microbiology 66(2):529-534.
- • Metsa-Ketela M., L.Halo, E.Munukka, J.Hakala, P.Mantsala and K.Ylihonko 2002.
 Molecular evolution of aromatic polyletides and comparative sequence analysis of polyketide ketosynthase and 16S ribosomal DNA genes from variousStreptomyces speicies.
 Appl. Environ. Microbiology 68(9):4472-4479.
- • S.Egan, P.Wiener, D.Kallifidas&E.M.H.Wellington 2001. Phylogeny of Streptomyces spicies and evidence for horizontal transfer of entire and partial antibiotic gene clusters. Antonie van Leeuwenhoek 79:127-133.

「PLA2」の食品健康影響評価の結果について

1.はじめに

平成15年10月30日、厚生労働大臣から、遺伝子組換え食品等(計7食品・添加物)の食品健康影響評価依頼を接受した。

このたび、7食品・添加物のうち「PLA2」(Streptomyces violaceoruber AS-10株由来のホスホリパーゼA2)について、遺伝子組換え食品等専門調査会での添加物の安全性に関する評価を終了した。

2.審査状況について

本添加物については、厚生労働大臣からの食品健康影響評価依頼を接受後、各専門委員において厚生労働省を通じて提出があった申請資料について審査を行い、平成16年10月25日に開催された遺伝子組換え食品等専門調査会(第18回)において食品健康影響評価に関する審議結果(案)が取りまとめられた(座長:早川堯夫)。

平成16年10月28日に開催された食品安全委員会(第67回)に本審議結果(案)を報告し、広く国民に御意見・情報を募集することについて承認を得て、平成16年10月28日~平成16年11月24日の4週間、食品安全委員会ホームページにおいて御意見・情報の募集を行ったところ、科学的な根拠等に基づいた御意見・情報は寄せられなかった。

3.審查経緯

1小工小年	
平成15年10月30日	厚生労働大臣から「PLA2」等7食品・添加なの食品健康影響評価依頼を接受
平成16年5月24日	遺伝子組換え食品等専門調査会(第13回) ・「PLA2」を審査
平成16年7月23日	遺伝子組換え食品等専門調査会(第15回) ・「PLA2」を審査
平成16年9月17日	遺伝子組換え食品等専門調査会(第17回) ・「PLA2」を審査
平成16年10月25日	遺伝子組換え食品等専門調査会(第18回) ・「PLA2」を審査

平成16年10月28日 食品安全委員会(第67回)

物

・「PLA2」の審議結果(案)を報告

平成16年10月28日 ~平成16年11月24日 「PLA2」について御意見・情報を募集